



申告相談に関する Q & A

今回は、申告相談でよくある質問にお答えします。

税務課市民税係 ☎0824-73-1146

Q1

給与所得以外の所得が20万円以下のため
所得税の確定申告が不要な場合でも
市・県民税の申告は必要なの？

A

市・県民税は、所得が少額でも他の所得と合計して税額を算出するため、**必ず申告してください**。また、公的年金などの収入の合計額が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下の場合も、市・県民税の申告は必要です。

Q2

前年の収入がない場合でも
市・県民税の申告は必要なの？

A

前年の収入がない人で、本市に在住している人の被扶養者（税制上の扶養控除者）となっている人は申告不要です。しかし「国民健康保険」「後期高齢者医療制度」は、世帯主と世帯主以外の加入者の所得が保険料算定に影響することから、軽減制度の適用を受けるには無収入の人でも申告が必要です。

Q3

市・県民税が
非課税となる基準はいくら？

A

前年の合計所得金額が**38万円以下**の場合、非課税です。1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の人は、前年の合計所得金額が**135万円以下**の場合、非課税です。同一生計配偶者・扶養親族がいる場合は、**次の計算式で求めた額以下**の人が非課税です。

$28\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者および扶養親族の数} + 1) + 10\text{万円} + 16\text{万}8\text{千円}^*$

※同一生計配偶者および扶養親族がいる場合のみ加算

Q4

所得税は課税されていないのに
なぜ市・県民税は課税されているの？

A

所得税は、所得控除額が所得額より大きければ課税されませんが、市・県民税は、一定以上の所得があれば均等割のみ課税されることがあります。

※申告相談に来場予定の人へ

新型コロナウイルス感染防止の観点から、申告会場控室の席数を縮小しています。会場内でお待ちいただけない場合がありますので、ご了承ください。

税務署から新型コロナウイルス感染リスク軽減のためお願い

自宅からスマートフォンやパソコンで申告

確定申告会場は大変混み合います。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用するなど、感染リスクの軽減にご協力ください。

確定申告特集ページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



来場する場合は

◆確定申告会場の混雑緩和のため、入場するには当日庄原税務署で配布する「入場整理券」が必要です。※配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

◆入場整理券はLINEで事前発行できます。

国税庁

LINE公式アカウント
友達追加はこちらから



◆不動産の売却や贈与税の申告相談は、3月1日(火)～15日(火)です。(土・日曜日除く)

問い合わせ 庄原税務署 ☎0824-72-1001

2月は、固定資産税4期、国民健康保険税8期、介護保険料9期、後期高齢者医療保険料8期の納付月です。

納期限
2月28日(月)

●「口座振替」にしている人は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。

●市職員をかたる人物が電話を掛け「還付金がある」などと言い、お金をだまし取ろうとする還付金詐欺が発生しています。ATMでお金が返ってくることも、市職員がATMの操作をお願いすることはありません。電話の相手が誰であっても、一度電話を切って市役所や警察に相談してください。

収納課収納係 ☎0824-73-1511 庄原警察署 ☎0824-73-0110